

2023年11月10日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿  
子ども政策担当大臣 加藤 鮎子 殿  
法務大臣 小泉 龍司 殿  
文部科学大臣 盛山 正仁 殿  
国家公安委員会委員長 松村 祥史 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会  
代表理事 後藤 啓二(弁護士・荒川区児童福祉審議会委員、野田市児童虐待  
事件再発防止合同委員会委員)

ジャニーズ事件を機に子どもを性犯罪・性的虐待から守るための法整備を求める要望書

1 ジャニーズ事務所のジャニー喜多川氏による長年にわたる数多くの未成年の所属タレントに対する性加害行為については、本年3月にイギリスBBC放送の報道がなされて以降、同事務所がそれを認め、被害者の救済措置、同事務所の廃業、新事務所の設立等の取組がなされつつあります。マスコミ等から同事務所への激しい批判がなされていますが、批判だけでこの問題を終わらせることなく、二度とこのような子どもに対する性犯罪・性的虐待事件が起こらないよう、再発防止対策を講じなければなりません。

本事件は、誰も知らなかったわけではなく、1999年10月週刊文春によるジャニー氏の性加害行為の告発記事が出され、2000年4月には国会で本問題について質問がなされ、2003年7月には東京高裁から週刊文春の記事の真実性を認めた判決(最高裁で2004年2月確定)が出され、さらにかなり前から被害者の告発本が多数出版されており、多くのテレビ局やマスコミ関係者らは確実に知っていたという状況でした。長年にわたり同事務所だけが対策を講じなかったわけではなく、マスコミはほとんど報道しなかったばかりか、同氏の礼賛記事を出し続け、確実に知っていたと思われるテレビ局は同事務所所属のタレントを多数番組に起用し続け、高視聴率を獲得、多額の利益を得ていました。このようなテレビ局、マスコミの対応は、多数の未成年者の性被害を知りながら、それに長年目つむり利益を得ており、人権意識が希薄だったというレベルを超え、「共犯関係」にあったとも指摘されています。

また、公的機関、中でも警察がなぜ動かなかったのか、被害届が出されていたかどうか

は不明ですが、出されなかったから動かなかったということであれば、そのような「不作為」で果たしてよかったのか。警察は、児童虐待やストーカー、DV 事案では、刑事事件にならない事案でも、加害者への指導警告、被害者の保護・支援を行うという方針が出されていたことから、本事件につき動かなかったことについては再考が必要と考えます（1999年12月16日警察庁次長通達「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」）。

2 本事件が長年不問にされ、被害が拡大し続け、被害者の救済がなされなかったのは、上記のような人権意識が極めて薄く、「共犯関係」にあったともいえるテレビ局、マスコミや警察等の公的機関の不作為体質が直接の大きな原因と考えられますが、その奥には、もっと大きな日本社会の抱える問題、体質があると指摘できます。

規模こそ違え、同様の事件、指導的立場にある者による子どもへの性犯罪は、芸能事務所関係者のみならず、教師や塾講師、スポーツ指導者などにより数多く行われています。スポーツ指導者は「試合に出してやる」などと甘言を用いる点で、ジャニー氏と同様の構図ですが、これらの事件の多くも闇に葬られています。ジャニーズ事件は、その規模において前代未聞ですが、指導的立場にある大人による子どもへの性犯罪が不問にされ闇に葬られてきたことについては、これまでも頻繁にみられてきたことでした。ジャニーズ事件のみならずこのような事件が日本で闇に葬られる原因としては次のことが指摘できます。

- ① 社会全体の子どもに対する性犯罪、虐待に対する無関心で、子どもを性の対象とすることを容認する、大人の快樂・利益を優先させる社会風潮であり、
- ② 一部企業の子どもの犠牲の上に経済的利益を図ることを躊躇しない体質であり、
- ③ 弱い立場にある者より立場の強い者に付度する体質、いいかえると、弱い被害者より強い加害者の立場に立つというマスコミ、あるいは公的機関を含めた少なからずの企業、国民の対応です。そして、それらを前提にした、
- ④ 子どもを保護する機能が極めて弱い法制度です。

これらは、まさにジャニーズ事件が如実に露わにしました。上記①の子どもを性の対象とすることを容認する社会風潮については、JK ビジネスの容認、海外に比べ緩い児童ポルノ規制など国連ほか海外から繰り返し指摘されてきたところですが、本事件につき、海外の放送局が取材・報道するまで、テレビ局、マスコミのみならず、ほとんどの企業、国民が問題にしなかったことから明らかです。上記②は、テレビ局、マスコミが、多くの未成年のタレントを性被害から救うことなくジャニー氏の性加害を容認していたばかりか、

死後に至るまで同氏を礼賛する記事や番組を報じ続け、長年にわたり高視聴率を獲得、多額の利益を得ていたことに露骨に示されています。

3 (1) 上記③については、上記②のような直接的な利益を図るという動機でないということで、より深刻な問題ともいえますが、「名声」を有していた有名人であるジャニー氏を、「子どもに対する性加害くらいで」罪に問うことはもちろん、問題にすることすら、「強い立場にある人を批判することはやめておこう、逆らわないでいよう」というおもねりや、「名声」を汚すことは「かわいそうだ、必要ない」、かえって「そんなことを告発する被害者こそ悪い」などと弱い被害者より強い加害者の側に立つ意識が、子どもより大人の側に立つ意識が、それにより利益を得ていたテレビ局、マスコミのみならず、一部の公的機関や企業、国民にもあったのではないかということです。本事件でも、ジャニーズ事務所に事実を認めた後でさえ、被害を訴えた方々へのSNSでの脅迫や誹謗中傷は膨大な数に上っています。

わが国では、本事件に限らず多くの事件の被害者やその遺族に対するSNSでの脅迫や誹謗中傷は頻繁に起こっています。自殺された被害者の遺族の要望を受け、低すぎる侮辱罪の法定刑の引上げが行われましたが、それに対し一部野党やマスコミは反対しました。被害者がセクハラ被害を訴えても加害者を擁護し、被害者側に立った対応をしない企業、官庁、大学等は今でもよく見られますし、最近では映画監督による出演女優に対する性行為の強要が数多く行われていたにもかかわらず、それらが不問にされてきたということが明らかになり、同様のことは芸能界や出版界で古くから行われてきたとの指摘もあるなど、わが国では弱い被害者より強い加害者の側に立つことがむしろ通常の対応なのかとすら思われます。

(2)被害者が子どもに関することとしては、いじめに対する学校・教育委員会の対応や体罰教師に対する一部保護者の対応、児童虐待に対する児童相談所の対応が挙げられます。

学校においては、いじめ事案の隠蔽、「大したことではない」としていじめでないとする対応、加害生徒に適切な処分をしないまま被害生徒が転校せざるを得ないケースなどが頻繁に見受けられ、被害生徒が自殺した後でさえ、「加害生徒にも人権がある」と教育関係者が言い放ち十分な調査もしないなど被害生徒より加害生徒側に立った対応が目立ちます。いじめは犯罪に当たる事案も多いですが、いじめ事案に警察が対応することに学校関係者や弁護士は反対することが多く、「たかがいじめくらいで」とか「警察に通報されると加害生徒に傷がつく」などと加害生徒を擁護する風潮が強いのが現状です。

また、部活動の指導者が子どもに対する性犯罪、体罰という名の暴力を行ったことが発

覚した際、被害生徒に同情してその指導者を一緒に非難するどころか、一部保護者は指導者の助命・嘆願活動を行い、被害生徒やその保護者を批判するという対応がしばしばみられます。

さらに、児童虐待への児童相談所の対応も同様です。児童相談所は、住民から虐待の通報を受け、家庭訪問した際、子どもがけがや虐待を受けた痕跡があっても、親からやられたなどと子どもが証言しても、親が否定すれば、警察等関係機関と情報共有することなく独断で「虐待でない」と判断し、その結果みすみす虐待死に至らしめる事件を数多く引き起こしています。虐待と認定すると親への指導警告、子どもの一時保護等を行わなければならない、親から嫌がられ、反発や抗議を受けることから、それを避けたいという本音からなのか、虐待を受けている子どもよりも加害親の側に立ち、虐待リスクを甘く判断することを繰り返しています。加害者の反発を恐れ、命の危険のある、あるいは極めて深刻な性加害を受けている子どもの置かれている危険性に目をつぶるという点において、ジャニーズ事件に見られるテレビ局やマスコミと同様の対応ということできます。そして、このように児童相談所が親の側に立って、独断で虐待リスクを甘く判断するという対応を続けることができるのは、児童相談所が警察等他機関と連携して対応する仕組みとなっていない縦割りの構造に起因しているのですが、そのような縦割りを改善しようとする取組に対し児童福祉分野の学者、医師、弁護士らが反対し、改善が進まないという現状にあります。

公的機関や専門家までもが、弱い立場にある子どもより強い立場にある指導者や親、加害生徒の側に立つという対応は、わが国社会の多くの分野で被害者である子どもを救えない事態を引き起こしており、このようなわが国社会で、ジャニーズ事件は起こるべくして起きたということもできます。

4 そして、このような①から③までのような、体質、風潮、国民性からして当然のことですが、日本の子どもを守る法制度は極めて不十分で、それが本事件の被害をここまで拡大させ、長年不問にしてきた最も大きな原因です。

まず、芸能事務所だけでなく、同様に子どもと接する業務を行う学習塾や学童保育施設、スポーツ団体、学校等において、指導的立場にある者からの性犯罪が多数や行われていながら、これらの団体において子どもを性犯罪から守るための体制の整備が義務付けられていません。次に、性犯罪を行う前段階としてジャニー氏を含め小児性虐待者は子どもを手なづけるグルーミングという行為を行うことが通例です。本年7月施行の改正刑法により、規制が導入されましたが、ジャニー氏をはじめ多くの小児性虐待者によくみられる手口が規制されていないほか、刑罰で規定した場合には、かなり悪質な行為にしか対応できず、

かつ、膨大な労力と時間がかかり、しかも、不起訴とされるケースがかなりの割合に上ることが予想されます。グルーミング規制の実効性確保のためには、ストーカー規制法の例にならい、警察が多くの訴えに迅速に対応できる制度としなければ未然に子どもを性被害から守ることが困難です。また、「DBS法」が政府で検討されていますが、対象となる業種が狭いなど不十分な内容です。さらに、子どもを性の対象とすることを容認する風潮が強いことから、幼い子どもの半裸の写真集の提供や幼い子どもとの「握手会」と称する性的虐待と言わざるを得ないイベント、いわゆるJKビジネス等海外では到底認められない多くの行為が法律で規制されていません。このほか、性被害を受けた子どものトラウマの治療や性被害に遭わないための教育もほとんど行われていません。さらに、上記のとおり、児童相談所が縦割りのまま、被害者である子どもではなく加害者である親の側に立ち、独断で、虐待リスクを甘く評価し、多くの子どもたちをみすみす虐待死等に至らしめる対応を長年続けながら、そのような構造的に虐待リスクを甘く評価する危険な法制度はいつまでも改められていません。

5 ジャニーズ事務所を批判するだけでは何も変わりません。ジャニーズ事件は、われわれが強い立場にある者による弱い立場にある多くの子どもたちへの性犯罪・性的虐待を長年見て見ぬふりをしていた事実、そして、このことはわが国が、子どもに対する性犯罪・性的虐待に無関心で、子どもを性の対象とすることを容認していたことになるという事実を深刻に受け止め、抜本的な子どもに対する性犯罪・性的虐待の防止対策を直ちに講じなければなりません。これまでも私どもは、上記の問題の対策として必要な法制度の整備について何度も国に要望しておりますが、一部しか受け入れられていません。そこで、ジャニーズ事件を機に、改めて、強い立場にある者による弱い立場にある子どもたちへの性犯罪・性的虐待等を防ぐとともに、子どもを性の対象として行われている行為から子どもたちを守るため、「子ども性被害保護法」とでもいうべき法律の制定と、児童虐待防止法等の関係法律の改正をはじめとする、下記の総合的な対策を講じることを求めます。

## 記

### 第1 政府への要望

内閣総理大臣は「子どもに対する性犯罪・性的虐待は絶対に許さない、子どもを性の対象とすることは容認しない」という方針を宣言し、総理直轄の下、下記第2に記載する子どもを性犯罪・性的虐待から守るために必要な法律案を次期通常国会へ提出すること。

### 第2 必要な法律案

## 1 強い立場にある者から子どもを守る「子ども性被害保護法(仮)」の制定

(1) 芸能事務所、スポーツクラブ、スポーツ団体、塾、学童保育施設、ベビーシッター、学校等子どもと接する業務を実施する企業・団体における性加害行為を防止するための関係省庁が策定する「子ども保護指針(仮)」等の規程の遵守及び体制整備を義務付け、違反した場合には、業務改善の指示、営業停止、許認可の取消し、補助金不支給等の必要な措置を講ずるものとする。

(「子ども保護指針(仮)」の主な内容)

- ・雇用あるいはスポーツ団体の会員・指導員として登録する場合は、性犯罪の前歴の有無を確認し、前歴がある場合には雇用・登録しないこと(「DBS法」の対象とすることが前提)
- ・原則として他から見えない場所で子どもと1対1になることの禁止
- ・子どもを寮に居住させる場合、番組制作、試合、練習、合宿その他の理由で子どもを宿泊施設(自宅を含む)に宿泊させる場合には、数人以上の大人で子どもの安全を確保する態勢を整備し、子どもの居住・宿泊している部屋に大人が一人で入ることの禁止
- ・必要やむを得ない場合を除き子どもとのメールのやりとりの禁止
- ・事業所内、施設内での死角となりやすい場所、子どもを居住させる寮の各部屋の入口等への防犯カメラの設置、子どもの送迎車へのドライブレコーダーの設置等子どもの安全を確保するための防犯設備の設置
- ・事業者内、スポーツ団体内での子どもに対する性犯罪防止研修の継続的な実施
- ・子ども及び保護者からの部内外の相談窓口の整備
- ・子どもに対して性的な行為を行った者は解雇、会員登録しているスポーツ団体から除名とするなど子ども保護指針に違反した場合には厳格な処分とする内容の懲戒規定の制定及びその適切な運用
- ・子ども、保護者から性被害の訴えがあったときは部内でうやむやにせず警察に連絡し、事実解明は警察に委ねることを方針とする

(2) 性的な行為を行うことを目的に子どもを手なずける行為(グルーミング行為)、グルーミング行為のほう助の禁止等(刑法182条に規定されている面会要求等罪の規定を「子ども性被害保護法」に規定することとした上でさらに次のように改正する)

①保護される対象を16歳未満の者から18歳未満の者への引上げ

②禁止する行為として、次の行為を追加する。

ア18歳未満の者の体に触れ、又は自分の体に触れるよう求めること

イ他に大人がいない18歳未満の者のいる部屋、車、施設等に入り、又は入ろうとすること

ウ 18 歳未満の者と二人きりになることができる部屋、車、施設等に来るよう誘い、若しくは指示し、又は二人きりになること

エ 18 歳未満の者が自分又は第三者との性的な行為、児童ポルノの製造に応じるよう説得するため人が性的な行為を行っている内容の映像・写像・漫画・CG 等(以下「ポルノ」という)を見せること

③ 何人も、上記②のアからエの行為が行われる危険を認識しながら、大人に 18 歳未満の者と二人きりになる部屋、車、施設等及びポルノを提供してはならない。

#### (3)子どもに対して性的な行為が行われていることを知った場合の通報義務

18 歳未満の者に対して性的な行為(上記(2)②の行為を含む)を行い、又は行おうとしている疑いのある者を知った場合には、警察に通報しなければならない。

#### (4)企業の義務

企業は、その業務の遂行に当たり、子どもの人権を尊重し、子どもに対する性犯罪、性的虐待をはじめとする人権侵害行為に関わってはならない。取引先が子どもの人権侵害行為に関わっている又はその疑いがあると認められるときは、当該取引先に説明を求め、問題があると認められる場合には改善を要請し、取引関係を続けることが社会的に是認できないと認められる場合には取引を停止するよう努めなければならない。その場合には、取引先に関わる子どもほか責任のない関係者の不利益が最小限となるよう配慮するものとする。

#### (5)子どもの被害回復支援

①国、自治体は、子どもが性犯罪・性的虐待に遭った際に、緊急の治療を受け、警察、弁護士へ相談できる性犯罪ワンストップセンターを整備しなければならない。

②国、自治体は、性犯罪・性的虐待その他の虐待に遭った子どもに対して、トラウマからの回復のための専門的治療、カウンセリングを実施しなければならない。

③国及び関係民間事業者は、インターネット上の子どもの性被害を記録した映像、子どもに対する誹謗中傷等の情報を削除する取組を促進しなければならない。

#### (6)子どもに対する性被害の被害防止教育、啓発活動の強化

①国、自治体は、子どもに対して性犯罪、性的虐待その他の虐待の被害防止のための教育を推進しなければならない。

②国、自治体は、子どもを性の対象として容認しない社会とするための啓発活動を強化するものとし、企業もその取組に協力するものとする。

#### (7)放送事業者、広告事業者の義務

①放送事業者、広告事業者は、芸能事務所と18歳未満のタレント(年少者タレント)を起用する番組・広告の出演契約を締結、仲介する際には、当該芸能事務所の上記(1)に定める規程、体制の整備状況を確認し、子どもへの性犯罪、性的虐待その他の人権侵害行為が行われていないか調査しなければならない。また、放送事業者は、性行為、児童ポルノの製造行為が行うことが可能な部屋、スタジオの提供、安全が確保されていない場所での番組制作など年少者タレントへの性行為等をほう助ないしは黙認することのないよう、番組制作にあたって年少者タレントの安全確保体制を整備しなければならない。

②放送事業者、広告事業者は、社外の委員を過半数とする委員会を設置し、毎年、上記①の取組につき報告し、その意見を聴き、その状況を開示しなければならない。

#### (8)報道機関が加害者へのおもねり、忖度を排除し、必要な取材、報道を行うための措置

①報道機関(政令で定める一定規模以上のものに限る)は、子どもに対する性犯罪・性的虐待その他の人権侵害行為が、子どもに対して極めて深刻なダメージを与え、その撲滅が極めて重要であることを認識し、子どもの人権の重要性についての意識を涵養し、及びこれらの行為について情報を入手したときは、加害者へのおもねりや忖度することなく、国民の負託にこたえる取材、報道ができるガバナンス体制の整備、研修の実施、部外人材の活用その他必要な措置を講じなければならない。

②報道機関は、社外の委員を過半数とする委員会を設置し、毎年、上記①の取組につき報告し、その意見を聴き、その状況を開示しなければならない。

#### (9) 芸能事務所、スポーツ団体、学習塾その他の施設を「DBS法」の対象とすること

指導的立場にある者による子どもへの性犯罪を防止するため、芸能事務所、スポーツクラブ、スポーツ団体、学習塾、学童保育施設等幅広く「DBS法」の規制の対象とすること。

## 2 親の側に立った甘い虐待リスク判断が行われることを防止し、子どもの安全を最優先とした取組態勢の整備—児童虐待防止法の改正

### (1)児童相談所による親の側に立った甘い虐待リスク判断を防止するための対策

児童相談所は、独断で、親が虐待を否定していることをもって安易に「虐待でない」と



判断することなく、把握した虐待案件については、すべて警察と共有し、警察の保有する情報やその後警察が調査して把握する情報を得て、より多くの情報に基づいて虐待リスクを判断しなければならない。

#### (2)性的虐待の疑いのある親から子どもを守る取組

児童相談所は性的虐待の疑いのある事案を把握したときは、親が虐待が否定していることをもって「虐待でない」と判断することなく、直ちに警察に通報し、事実関係の解明を警察に委ねるとともに、そのような行為がなされていないと確証が得られない限り、一時保護等加害親と子どもを分離し、加害親による性的虐待を継続させてはならない。

#### (3)関係機関が連携して子どもを守る活動を行う態勢の整備

国、自治体は、虐待リスクをより正確に判断し、子どもが危険な状況にあることを多くの関係機関が共有し、連携して子どもを守る活動を行うことができるよう、児童相談所と警察等関係機関とリアルタイムで情報共有するシステムを整備しなければならない。

### 3 子どもを性の対象としている行為を禁止する—児童福祉法 34 条で次の事項を禁止

- (1)満 15 歳に満たない児童の半裸あるいは水着その他これに類する衣服を着用した姿を被写体とした写真、映像を撮影し、あるいは販売、頒布する行為及びこのような行為をさせ、又は勧誘する行為
- (2)上記(1)の写真、映像を販売する場その他の場所において、児童との握手その他その身体に触ることが可能なイベントを行う行為
- (3)児童を名目の如何を問わず撮影、接客、散歩、マッサージ、添い寝、会話その他の性的好奇心に応じたと認められるサービスを提供する業務に従事させ、又は勧誘する行為

### 第 3 警察への要望

ジャニーズ事件のような指導的立場にある者による子どもに対する性犯罪、保護者らによる性的虐待等についてこれまで以上に児童相談所等の関係機関と連携して積極的に取り組むこと。本事件のような指導的立場にある者による性加害行為で、その後もその地位にとどまるため被害の拡大が懸念されるような事案等には、被害者からの被害届の提出がない場合であっても、被害者、関係者への聞き取りを行い、積極的に捜査し被害者の意向を踏まえた上、検挙又は厳重な警告を行うことにより、被害者の救済と被害の拡大防止に努めること。さらに、都道府県警察に子どもが利用しやすいよう工夫された相談窓口を整備し、担当官を増員すること。また、本事件が前代未聞の規模の子どもへの性加害であることから、被害者の救済と再発防止のための対策の検討・整備に資するため、本事件につき刑事

事件として立件できる範囲に関わらず、調査ないしは捜査を行いその全体像を明らかにすること。

おわりに

ジャニーズ事件を同事務所への批判だけで終わらせてはなりません。このような指導的立場にある大人による子どもへの性犯罪・性的虐待は、規模こそ違えこれまでも多数行われ、多くが不問にされてきました。かかる事件の根絶を目指すためには、岸田内閣総理大臣に「子どもに対する性犯罪・性的虐待は絶対に許さない、子どもを性の対象とすることは容認しない」という方針を宣言していただき、必要な法制度を早急に整備することが是非とも必要です。政府がこのまま何もせず、目に見える対策を講じないままでは、前代未聞の事件が「なにもなかった」ことにされてしまい、いつまでも子どもたちが救われないままです。

以上につきご勘案の上、何卒よろしくご対応いただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表 後藤啓二  
東京都千代田区神田神保町 1-29 tel/ fax 03-6317-5298  
[kgoto@ab.auone-net.jp](mailto:kgoto@ab.auone-net.jp)